



埼玉県報

第 2 6 6 3 号
平成 2 7 年 1 月 2 0 日
火 曜 日

目 次

告示

- [軽油引取税免税証の無効告示\(川越県税事務所\)](#)
- [草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [秩父用水土地改良区の土地改良事業\(維持管理事業\)計画及び定款の変更の認可\(農村整備課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第1270号中訂正\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県告示第1460号中訂正\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県告示第1473号中訂正\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県告示第1654号中訂正\(商業・サービス産業支援課\)](#)

告示

埼玉県告示第三十八号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十七年一月二十日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
一〇〇 _{リットル}	04G020426	一	農業等	平成二十六年四月十五日 ～ 平成二十七年三月三十一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称 埼玉県比企郡川島町大字上八ツ林四百十三番地 埼玉中央農業協同組合 川島サービスステーション				
免税証を交付した事務所 埼玉県川越県税事務所		亡失年月日 平成二十六年十月十八日		

告 示

埼玉県告示第三十九号

草加市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定及び同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更及び当該計画の変更に伴う定款の変更を平成二十七年一月九日認可した。

平成二十七年一月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

秩父用水利地改良区

二 事務所所在地

秩父市

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年一月二十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十七年一月十四日

指令越建セ第二六〇〇三八一号

二 検査済証番号

平成二十七年一月十六日

越建セ第四二二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野字山合八百六十六番十三、八百六十六番八、八百七十一番一、八百七十二番一、八百七十五番一、九百五十番三、九百六十番一、九百六十一番五、九百六十一番六、九百六十三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目二番二十二号

株式会社 アーネストワン 代表取締役 松林 重行

正 誤

埼玉県告示第千二百七十号（平成二十六年九月十九日第二千六百三十号）中訂正

ページ 行

一 前から十四

誤

有限会社小谷野

正

有限会社小谷野 代表取締役 小谷野峰子

正 誤

埼玉県告示第千四百六十号（平成二十六年十一月七日第二千六百四十四号）中訂

正

ページ 行

一 前から十二から十三まで

誤

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

正

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

正 誤

埼玉県告示第千四百七十三号（平成二十六年十一月十四日第二千六百四十六号）

中訂正

ページ 行

一 前から十八

誤

村松操 春日部市粕壁六千六百八十九番地一 外 計十者

正

松村操 埼玉県春日部市粕壁六千六百八十九番地一 外 計十者

ページ 行

一 前から二十三

誤

村松操 春日部市牛島千五百番地十八 外 計十者

正

松村操 埼玉県春日部市牛島千五百番地十八 外 計十者

正 誤

埼玉県告示第千六百五十四号（平成二十六年十二月二十六日第二千六百五十八号）中訂正

ページ 行

一 前から三十二

誤

平成二十六年十二月二十二日

正

平成二十六年十二月二十六日